

債権譲渡承諾事務処理要領

第1 目的

この要領は、成田市と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成11年1月28日付け建設省経振発第8号等通知（以下「建設経済局長通知」という。）及び財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）業務方法書（昭和50年10月1日認可、建設省東計振発第367号）等に規定された公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（「下請セーフティーネット債務保証事業」（以下「保証事業」という。））を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の請負契約書第5条第1項ただし書に基づく債権承諾手続に関し必要な事項を定める。

第2 対象工事

保証事業に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、請負代金額1000万円以上の建設工事とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事は対象外とする。

2 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とする。

第3 譲渡債権の範囲

譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合における請負契約第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する成田市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

ただし、請負契約が解除された場合においては、請負契約第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の成田市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額である。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡も増減するものである。契約変更により、請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（様式1）の金額及び債権譲渡承諾依頼書（様式2）の金額は変更後のものとする。

第4 債権譲渡人及び債権譲受人の範囲

債権の譲渡人は保証事業を利用しようとする請負者（以下「債権譲渡人」という。）とし、

工事請負代金債権の譲渡人（以下「債権譲受人」という。）は保証事業を行うために振興基金の債務保証を受けた者とする。

第5 下請保護

請負者である債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請人等への支払計画（支払状況・支払計画書）を組合に提出することとする。

- 2 債権譲渡契約証書（様式1）は、下請人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。
なお、請負者の倒産時等の下請保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任を持つて行うこととし、発注者は関与しないものとする。

第6 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、工事履行報告書（様式4）の受領をもって足りることとする。

第7 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類（1）～（5）を契約担当課に提出するものとする。なお、書類の提出は持参するものとし、郵送による提出は認めない。

- （1） 債権譲渡承諾依頼書（様式2） 3通
- （2） 債権譲渡人と債権譲受人の締結済の債権譲渡契約証書（様式1）の写し 1通
- （3） 発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- （4） 工事履行報告書（様式4） 1通
- （5） 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと）

第8 債権譲渡の承諾基準

債権譲渡は、次の全てが確認された場合に承諾するものとする。

- 1 債権譲渡承諾依頼書（様式2）が提出されていること。
 - （1） 様式2を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること。
 - （2） 請負者・債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。

- (3) 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ本基準第2に定める対象工事であること。
- (4) 請負代金額、支払済の前払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- 2 締結済の債権譲渡契約証書（様式1）の写しが提出されていること。
 - (1) 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が債権譲渡承諾依頼書記載のものと一致していること。
- 3 印鑑証明書が提出されていること。
 - (1) 発行日から3ヶ月以内のものであり、原本が提出されていること。
- 4 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
 - (1) 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。
 - (2) 発注者に提出済の保険又は保険証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。
- 5 工事履行報告書（様式3）が提出されていること。
 - (1) 工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- 6 当該請負契約が解除されてないこと又は請負契約第47条第1項各号に該当する恐れがないこと。
- 7 請負者・債権譲渡人が当該工事代金債権者であること。

第9 債権譲渡の承諾

債権譲渡の承諾は、本基準第7に定める契約担当課長が行うものとし、本基準第7に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、本基準第8の事項を確認したうえで押印し、債権譲渡承諾書（様式2）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後遅滞なく行うものとする。
- 3 債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（様式4）に記載する。
- 4 債権譲渡承諾書（様式2）を当該工事の支出負担行為伝票に綴り合わせて保管する。
- 5 債権譲渡承諾書（様式2）の写しを会計管理者あて送付する。

第10 債権譲渡の不承諾

本基準第7に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出が無い場合又は本基準第8に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付し書留

で返送するとともに、債権譲渡整理簿（様式4）に別様を設けて、その旨記載する。

第11 出来高確認

保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡人が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡人は、工事出来高査定協力依頼書を提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承諾する。

第12 請負代金等の請求

債権譲渡人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後には、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

- 2 債権譲渡人が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払いを請求するときは、次の書類（1）～（4）を提出させるものとする。
 - （1）工事請負代金請求書（様式5） 1通
 - （2）発注者の承諾印押印済みの債権譲渡承諾書（様式2）の写し 1通
 - （3）発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 1通
 - （4）債権譲渡契約証書（様式1）の写し 1通
- 3 債権譲渡された請負代金の支出伝票には、その指摘欄に「債権譲渡（請負人の商号）分」と朱書きする。

第13 様式類の整備

保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）における取扱や契約書その他の様式類等で本基準に定めのないもの（事業協同組合等内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等以下「様式類」という。）は、保証事業の監督官庁や振興資金が定め、又は当該事業協同組合等が、当該事業協同組合等監督行政庁、保証事業の監督庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続きを経て定めることとなる。

第14 不正時の対応

保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁、振興基金又は捜査機関等が、請負人や事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、本基準第4の規定にかかわらず、成田市は、当該不正を行った請負者又は事業協同組合等を債権譲渡人又は債

権譲受人の対象から除外するものとする。

- 2 請負者や事業協同組合等が成田市に提出した書面が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、成田市は、保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督行政官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

附則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。